

1 事業名

所沢市公共下水道事業分担金条例の一部改正

2 事業の概要

1 平方メートル当たりの公共下水道事業分担金の額については、これまでも区域外接続の許可時点の受益者負担金の単位負担金額と同額としていることから、第 4 期市街化調整区域下水道整備事業（流域第 8 負担区）の実施に係る下水道事業受益者負担金の単位負担金額 1,130 円と同額とするため、所要の改正を行うものである。

3 他自治体の類似する政策等

他の自治体においても同様の条例改正を行っている。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

地方自治法

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

添付資料

- ・新旧対照表

新

旧

議案第63号 所沢市公共下水道事業分担金条例の一部を改正する条例

(分担金の額)

第4条 分担金の額は、建築物の敷地である土地1平方メートル当たり
1, 130円とする。

(分担金の額)

第4条 分担金の額は、建築物の敷地である土地1平方メートル当たり
1, 030円とする。